

民間企業の障害者の実雇用率は1.67%

—平成23年6月1日現在の障害者の雇用状況について—

山梨労働局（局長 山口 晃）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成23年の「障害者雇用状況」を取りまとめましたので公表します。

障害者雇用促進法では、社会連帯の理念に基づき、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（参考1）

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について厚生労働省が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

<集計結果の主なポイント>

【民間企業】（法定雇用率1.8%）

- ・民間企業における雇用障害者数は1,279人
- ・実雇用率は1.67%
- ・法定雇用率達成企業の割合は48.7%

【地方公共団体】（同2.1%、県教育委員会は2.0%）

- ・県の機関 : 雇用障害者数 82.0人、実雇用率 2.07%
- ・県教委 : 雇用障害者数 95.0人、実雇用率 1.46%
- ・市町村 : 雇用障害者数 152.5人、実雇用率 1.93%
- ・市町村教委 : 雇用障害者数 12.0人、実雇用率 1.79%

【地方独立行政法人】（同2.1%）

- ・雇用障害者数 1.0人、実雇用率 0.16%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。

1 民間企業における雇用状況

- ・民間企業（56人以上規模の企業）に雇用されている障害者の数は1,279.0人で、過去最高となった（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、1,261.5人となり、前年より11.0%（125.5人）増加となる）。
- ・雇用者のうち、身体障害者は980.0人、知的障害者は246.5人、精神障害者は52.5人といずれも過去最高となった。
- ・実雇用率は、1.67%（全国は1.65%）であった（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.74%程度となるものと推計される）。
- ・また、法定雇用率達成企業の割合は48.7%（全国は45.3%）であった。
（第1表、参考2）

（1）企業規模別の状況

- ・企業規模別の実雇用率は、「56～100人未満規模企業」で1.45%、「100～300人未満規模企業」で1.61%、「300～500人未満規模企業」で1.78%、「500～1,000人未満規模企業」は1.73%、「1,000人以上規模企業」では1.92%であった。
- ・実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.67%と比較すると、
→1,000人以上規模企業（1.92%）、同500～1,000人未満（1.73%）、同300～500人未満（1.78%）は上回った。
→100～300人未満規模企業（1.61%）、同56～100人未満（1.45%）については下回った。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業が46.1%、100～300人未満が49.7%、300～500人未満が63.2%、500～1,000人未満が41.7%、1,000人以上が42.9%であった。
（第2表、参考3）

（2）産業別の状況

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」が14.5人、「製造業」が502.0人、「情報通信業」が13.0人、「運輸業」が32.0人、「卸売・小売業」が179.0人、「金融・保険業」が61.5人、「不動産業・物品賃貸業」が28.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が0.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が36.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が40.0人、「医療・福祉」が241.0人、「教育・学習支援業」が53.0人、「複合サービス事業」が32.0人、「サービス業」が42.0人、「その他（農・林・漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業）」が4.0人であった。

- ・産業別の実雇用率では、「不動産業・物品賃貸業」（6.54%）、「宿泊業、飲食サービス業」（1.93%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.03%）、「医療・福祉」（2.14%）、「教育・学習支援業」（1.85%）の5業種は法定雇用率（1.8%）を上回っている。
- ・加えて、「製造業」（1.73%）、「運輸業」（1.76%）の2業種は、民間全体の実雇用率 1.67%を上回っている。

（第3表）

2 地方公共団体における在職状況

・地方公共団体（2.1%の法定雇用率が適用される機関：48人以上規模の機関）に在職している障害者の数は246.5人、実雇用率は1.96%であった。さらに、法定雇用率を達成している機関は、35機関中19機関、達成割合は54.3%となっている。

このうち、市町村については、在職している障害者の数は152.5人、実雇用率は1.93%であり、法定雇用率を達成している機関は、23機関中12機関、達成割合は52.2%となっている。市町村教育委員会については、在職している障害者の数12.0人、実雇用率は1.79%であり、法定雇用率を達成している機関は、9機関中4機関、達成割合は55.6%となっている。県の機関については、在職している障害者の数は82.0人、実雇用率は2.07%であった、法定雇用率を達成している機関は、3機関中2機関、達成割合は66.7%となっている。

・一方、2.0%の法定雇用率が適用される機関（山梨県教育委員会）に雇用されている障害者は95.0人、実雇用率は1.46%であり、対象の1機関は未達成となっている。

（第4表～第6表）

3 地方独立行政法人における雇用状況

・地方独立行政法人（山梨県立病院機構）に雇用されている障害者は1.0人、実雇用率は0.16%であり、対象の1機関は未達成となっている。

（第7表）

4 今後の取組

・民間企業の実雇用率が前年と同率であったため、法定雇用率を達成していない事業主については、県下各ハローワークによる個別指導に加え、労働局幹部による事業主団体に対する障害者雇用の促進に向けた協力要請、不足数の大きな企業等への個別指導を一層強化することと併せ、各種の雇用援護策の活用を通じて、障害者の雇用の促進を図ることとする。

・また、公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップに対して指導を徹底する。

民間企業における障害者の雇用状況

山梨労働局

1. 雇用率の推移(第1表)

(各年度6月1日現在)

① 概況

年度	① 企業数	② 算定基礎労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業		
			A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	山梨県	全国	企業数	割合	
					山梨県				全国	
平成18年度	401	65,494	290	438	1,018	1.55%	1.52%	197	49.1%	43.4%
平成19年度	411	66,857	292	497.5	1,081.5	1.62%	1.55%	215	52.3%	43.8%
平成20年度	441	69,713	267	523.5	1,057.5	1.52%	1.59%	209	47.4%	44.9%
平成21年度	429	68,608	295	518.0	1,108.0	1.61%	1.63%	220	51.3%	45.5%
平成22年度	425	67,965	302	532.0	1,136.0	1.67%	1.68%	211	49.6%	47.0%
平成23年度	464	76,625.0	331	617.0	1,279.0	1.67%	1.65%	226	48.7%	45.3%

② 障害種別雇用状況

年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 精神障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の精神障害者	合計 (A+B×0.5)
平成18年度	1,018	234	351	819	56	79	191	5	6	8.0
平成19年度	1,081.5	229	387	845	63	84	210	20	13	26.5
平成20年度	1,057.5	214	395	823	53	96	202	24	17	32.5
平成21年度	1,108.0	235	388	858	60	93	213	29	16	37.0
平成22年度	1,136.0	237	393	867	65	99	229	29	22	40.0
平成23年度	1,279.0	268	444.0	980.0	63	120.5	246.5	38	29	52.5

2. 規模別状況(第2表)

① 概況

区分	年度	① 企業数	② 算定基礎労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業		
				A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	山梨県	全国	企業数	割合	
						山梨県				全国	
56～100人未満	22	206	15,074	59	111.0	229.0	1.52%	1.42%	96	46.6%	44.5%
	23	230	16,793.5	57	129.5	243.5	1.45%	1.36%	106	46.1%	43.1%
100～300人未満	22	171	24,997	90	211.0	391.0	1.56%	1.42%	87	50.9%	48.2%
	23	177	25,850.0	103	211.0	417.0	1.61%	1.40%	88	49.7%	47.0%
300～500人未満	22	29	9,905	47	61.5	155.5	1.57%	1.61%	15	51.7%	47.7%
	23	38	13,037.5	63	105.5	231.5	1.78%	1.57%	24	63.2%	45.0%
500～1,000人未満	22	12	7,118	38	58.5	134.5	1.89%	1.70%	9	75.0%	47.2%
	23	12	8,233.5	38	66.5	142.5	1.73%	1.65%	5	41.7%	44.3%
1,000人以上	22	7	10,871	68	90.0	226.0	2.08%	1.90%	4	57.1%	55.6%
	23	7	12,710.5	70	104.5	244.5	1.92%	1.84%	3	42.9%	55.6%
計	22	425	67,965	302	532.0	1136.0	1.67%	1.68%	211	49.6%	47.0%
	23	464	76,625.0	331	617.0	1279.0	1.67%	1.65%	226	48.7%	45.3%

② 障害種別雇用状況

区分	年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
			A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 精神障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の精神障害者	合計 (A+B×0.5)
56～100人未満	22	229.0	35	71	141	24	32	80	6	4	8.0
	23	243.5	39	80.5	158.5	18	35	71	8	12	14.0
100～300人未満	22	391.0	73	156	302	17	35	69	13	14	20.0
	23	417.0	82	154.0	318.0	21	38.5	80.5	12	13	18.5
300～500人未満	22	155.5	45	46	136	2	11	15	4	1	4.5
	23	231.5	59	74.5	192.5	4	23.5	31.5	7	1	7.5
500～1,000人未満	22	134.5	34	54	122	4	2	10	1	3	2.5
	23	142.5	34	60.0	128.0	4	3.0	11.0	2	3	3.5
1,000人以上	22	226.0	50	66	166	18	19	55	5	0	5.0
	23	244.5	54	75.0	183.0	16	20.5	52.5	9	0	9.0
計	22	1,136.0	237	393	867	65	99	229	29	22	40.0
	23	1,279.0	268	444.0	980.0	63	120.5	246.5	38	29.0	52.5

3. 産業別状況(第3表)

① 概況

区分	年度	① 企業数	② 算定基礎労働者数	③ 障害者の数			④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業		
				A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	山梨県	全国	企業数	割合	
										山梨県	全国
建設業	22	6	496	7	2.0	16.0	3.23%	1.56%	4	66.7%	47.8%
	23	12	1,030.0	5	4.5	14.5	1.41%	1.46%	5	41.7%	45.3%
製造業	22	144	28,231	136	211.5	483.5	1.71%	1.78%	79	54.9%	54.8%
	23	147	29,027.0	137	228.0	502.0	1.73%	1.77%	86	58.5%	54.1%
情報通信業	22	13	1,813	3	4.0	10.0	0.55%	1.35%	2	15.4%	24.1%
	23	13	1,808.0	4	5.0	13.0	0.72%	1.39%	4	30.8%	26.2%
運輸業	22	8	1,110	6	10.0	22.0	1.98%	1.88%	5	62.5%	54.0%
	23	16	1,820.0	7	18.0	32.0	1.76%	1.69%	7	43.8%	49.1%
卸売・小売業	22	73	10,849	41	85.5	167.5	1.54%	1.48%	29	39.7%	36.0%
	23	80	12,813.0	46	87.0	179.0	1.40%	1.41%	34	42.5%	34.8%
金融・保険業	22	7	4,617	21	27.0	69.0	1.49%	1.73%	1	14.3%	41.7%
	23	6	4,404.0	17	27.5	61.5	1.40%	1.73%	1	16.7%	39.7%
不動産業・物品賃貸業	22	4	328	0	1.0	1.0	0.30%	1.37%	0	0.0%	32.8%
	23	5	436.0	11	6.5	28.5	6.54%	1.41%	2	40.0%	33.8%
学術研究・専門・技術サービス業	22	1	63	0	0.0	0.0	0.00%	1.39%	0	0.0%	31.7%
	23	1	60.5	0	0.0	0.0	0.00%	1.47%	0	0.0%	32.6%
宿泊業、飲食サービス業	22	14	1,925	2	29.5	33.5	1.74%	1.58%	8	57.1%	44.3%
	23	14	1,890.0	3	30.5	36.5	1.93%	1.49%	8	57.1%	39.1%
生活関連サービス業、娯楽業	22	21	2,376	25	21.5	71.5	3.01%	1.90%	10	47.6%	38.0%
	23	16	1,967.0	13	14.0	40.0	2.03%	1.87%	8	50.0%	35.6%
医療・福祉	22	78	8,928	49	84.0	182.0	2.04%	2.02%	48	61.5%	60.4%
	23	91	11,275.5	58	125.0	241.0	2.14%	1.90%	47	51.6%	55.3%
教育・学習支援業	22	9	1,331	1	11.0	13.0	0.98%	1.40%	3	33.3%	41.5%
	23	10	2,862.5	15	23.0	53.0	1.85%	1.37%	3	30.0%	39.0%
複合サービス事業	22	9	2,222	5	15.0	25.0	1.13%	1.82%	4	44.4%	48.4%
	23	10	2,592.5	8	16.0	32.0	1.23%	1.79%	4	40.0%	48.1%
サービス業 (他に分類されないもの)	22	33	3,295	6	26.0	38.0	1.15%	1.63%	14	42.4%	43.6%
	23	38	4,233.5	7	28.0	42.0	0.99%	1.60%	13	34.2%	41.8%
その他	22	5	381	0	4.0	4.0	1.05%	1.92%	4	80.0%	52.4%
	23	5	405.5	0	4.0	4.0	0.99%	1.82%	4	80.0%	51.8%
計	22	425	67,965	302	532.0	1136.0	1.67%	1.68%	211	49.6%	47.0%
	23	464	76,625.0	331	617.0	1279.0	1.67%	1.65%	226	48.7%	45.3%

② 障害種別雇用状況

区分	年度	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
			A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 重度障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の障害者	合計 (A×2+B)	A. 精神障害者 (週所定労働時間30時間以上)	B. A以外の精神障害者	合計 (A+B×0.5)
建設業	22	16.0	4	2	10	3	0	6	0	0	0.0
	23	14.5	5	4.5	14.5	0	0.0	0.0	0	0	0.0
製造業	22	483.5	120	163	403	16	37	69	10	3	11.5
	23	502.0	118	177.5	413.5	19	36.0	74.0	13	3	14.5
情報通信業	22	10.0	3	3	9	0	1	1	0	0	0.0
	23	13.0	4	4.0	12.0	0	1.0	1.0	0	0	0.0
運輸業	22	22.0	6	10	22	0	0	0	0	0	0.0
	23	32.0	7	18.0	32.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
卸売・小売業	22	167.5	19	54	92	22	28	72	3	1	3.5
	23	179.0	25	55.5	105.5	21	28.0	70.0	3	1	3.5
金融・保険業	22	69.0	21	26	68	0	0	0	1	0	1.0
	23	61.5	17	26.5	60.5	0	0.0	0.0	1	0	1.0
不動産業・物品賃貸業	22	1.0	0	1	1	0	0	0	0	0	0.0
	23	28.5	0	3.5	3.5	11	3.0	25.0	0	0	0.0
学術研究・専門・技術サービス業	22	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	23	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	22	33.5	1	13	15	1	8	10	7	3	8.5
	23	36.5	2	11.5	15.5	1	13.5	15.5	5	1	5.5
生活関連サービス業、娯楽業	22	71.5	6	11	23	19	9	47	1	1	1.5
	23	40.0	5	8.5	18.5	8	5.0	21.0	0	1	0.5
医療・福祉	22	182.0	46	61	153	3	10	16	6	14	13.0
	23	241.0	55	75.5	185.5	3	22.0	28.0	16	23	27.5
教育・学習支援業	22	13.0	1	9	11	0	2	2	0	0	0.0
	23	53.0	15	19.0	49.0	0	4.0	4.0	0	0	0.0
複合サービス事業	22	25.0	5	11	21	0	3	3	1	0	1.0
	23	32.0	8	13.0	29.0	0	3.0	3.0	0	0	0.0
サービス業 (他に分類されないもの)	22	38.0	5	25	35	1	1	3	0	0	0.0
	23	42.0	7	23.0	37.0	0	5.0	5.0	0	0	0.0
その他	22	4.0	0	4	4	0	0	0	0	0	0.0
	23	4.0	0	4.0	4.0	0	0	0	0	0	0.0
計	22	1136.0	237	393	867	65	99	229	29	22	40.0
	23	1279.0	268	444.0	980.0	63	120.5	246.5	38	29	52.5

(注)「その他」の区分の内訳は、「農・林・漁業」、「鉱業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」である。

(第4表)

地方公共団体（法定雇用率2.1%が適用される機関）における障害者の在職状況

（山梨労働局管内）

（各年度6月1日現在）

	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関	
					機関数	割合
平成18年度	41	13,543	277.0	2.05%	24	58.5%
平成19年度	31	13,476	275.0	2.04%	26	66.7%
平成20年度	37	13,151	273.0	2.08%	26	70.3%
平成21年度	36	12,894	270.0	2.09%	26	72.2%
平成22年度	34	12,153	248.0	2.04%	25	73.5%
平成23年度	35	12,558.0	246.5	1.96%	19	54.3%

(第5表)

地方公共団体（県教育委員会等の、法定雇用率2.0%が適用される機関）における障害者の在職状況

（山梨労働局管内）

（各年度6月1日現在）

	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関	
					機関数	割合
平成18年度	3	6,089	76.0	1.25%	1	33.3%
平成19年度	2	5,963	77.0	1.29%	1	50.0%
平成20年度	2	5,932	70.0	1.18%	1	50.0%
平成21年度	2	5,874	69.0	1.17%	1	50.0%
平成22年度	2	5,832	73.0	1.25%	1	50.0%
平成23年度	1	6,501.5	95.0	1.46%	0	0.0%

- 注 1 平成18年度の機関数3は、北杜市教育委員会、大月市教育委員会、山梨県教育委員会の数である。
- 2 平成19年度からの機関数2は、大月市教育委員会及び山梨県教育委員会である。北杜市教育委員会は、特例認定を受け、平成19年度報告より北杜市長部局に合算して報告している。
- 3 平成18年度より精神障害者である短時間障害者を0.5とカウントするため、障害者の数は小数点第1位まで記載する。
- 4 平成23年度の機関は、山梨県教育委員会である。
- 5 平成23年度より法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数は短時間勤務職員を0.5とカウントするため、小数点第1位まで記載する。

(第6表)

山梨労働局管内の地方公共団体の平成23年6月1日現在における、個別の障害者雇用状況

(1) 市町村の状況(法定雇用率2.1%)

23機関(うち達成機関12、未達成機関11、達成機関割合52.2%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
市町村の合計	7,919.5	152.5	1.93%	23.0	
甲府市(特例認定のため甲府市教委と合算)	1,692.5	35.5	2.10%	0.0	
富士吉田市	604.0	6.0	0.99%	6.0	
甲州市	293.0	1.0	0.34%	5.0	
都留市	255.5	5.0	1.96%	0.0	
山梨市	384.5	7.0	1.82%	1.0	
大月市	255.0	8.0	3.14%	0.0	
韮崎市	251.0	3.0	1.20%	2.0	
南アルプス市(特例認定のため南アルプス市教委と合算)	545.0	14.0	2.57%	0.0	
甲斐市	347.0	6.0	1.73%	1.0	
笛吹市	461.0	7.0	1.52%	2.0	
北杜市(特例認定のため北杜市教委と合算)	749.0	17.0	2.27%	0.0	
上野原市	190.0	4.0	2.11%	0.0	
中央市(特例認定のため中央市教委と合算)	398.5	6.5	1.63%	1.5	
市川三郷町(特例認定のため市川三郷町教委と合算)	348.5	8.0	2.30%	0.0	
富士川町	204.0	4.0	1.96%	0.0	
身延町	147.0	1.0	0.68%	2.0	
南部町	94.0	0.0	0.00%	1.0	
昭和町	131.5	1.5	1.14%	0.5	
西桂町	57.5	0.0	0.00%	1.0	
忍野村	79.0	6.0	7.59%	0.0	
山中湖村	79.0	3.0	3.80%	0.0	
富士河口湖町	159.0	3.0	1.89%	0.0	
甲府市上下水道局	194.0	6.0	3.09%	0.0	

(2) 市町村教育委員会の状況（法定雇用率2.1%）9機関（うち、達成機関5、未達成機関4、達成機関割合55.6%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	671.0	12.0	1.79%	4.0	
富士吉田市教委	81.5	0.0	0.00%	1.0	
甲州市教委	61.0	3.0	4.92%	0.0	
都留市教委	67.0	4.0	5.97%	0.0	
山梨市教委	94.0	1.0	1.06%	0.0	
韮崎市教委	70.5	0.0	0.00%	1.0	
甲斐市教委	71.0	1.0	0.00%	1.0	
笛吹市教委	77.0	2.0	2.60%	0.0	
身延町教委	87.0	0.0	0.00%	1.0	
昭和町教委	62.0	2.0	3.23%	0.0	

(3) 県の2.1%適用機関の状況 3機関（うち、達成機関2、達成機関割合66.7%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	3,967.5	82.0	2.07%	2.0	
知事部局	3,438.5	73.0	2.13%	0.0	
企業局	128.5	4.0	3.67%	0.0	
県警	355.5	5.0	1.41%	2.0	

(4) 県の2.0%適用機関の状況 1機関（うち、未達成機関1、達成機関割合0.0%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	6,501.5	95.0	1.46%	35.0	
県教委	6,501.5	95.0	1.46%	35.0	

(第7表)

地方独立行政法人の状況（法定雇用率2.1%）1機関（うち、未達成機関1、達成機関割合0.0%）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	631.0	1.0	0.16%	12.0	
県立病院機構	631.0	1.0	0.16%	12.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
従って、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「特例認定」とは、ある特定の地方機関及び当該特定の地方機関以外の他の機関の申請に基づき、一定の要件を満たすものとして、厚生労働大臣の認定（認定権限は都道府県労働局長に委任されている）を受けた場合に限り、特例的に、ある特定の地方機関以外の他の機関に勤務する職員をある特定の地方機関に勤務する職員とみなすこととしている。

(参考1)

◎ 法定雇用率とは・・・

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

() 内は、それぞれの割合によって1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

	一般の民間企業	1. 8%
* 民間企業	(常用労働者数56人以上規模の企業)	
	特殊法人及び独立行政法人	2. 1%
	(常用労働者数48人以上規模の法人)	
* 国、地方公共団体		2. 1%
	(職員数48人以上の機関)	
* 都道府県等の教育委員会		2. 0%
	(職員数50人以上の機関)	

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである。）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している。

◎ 法定雇用障害者数の計算

$$\boxed{\text{法定雇用障害者数 (注1)}} = \boxed{\text{企業全体の常用労働者数 (注3)} - \text{除外率設定業種にあっては除外率相当労働者数(注2)}} \times \text{法定雇用率 (上記参照)}$$

法定雇用障害者数の算定基礎となる常用労働者の数

(注1) 法定雇用障害者数とは、企業が雇用すべき障害者の数（端数は切り捨て）

(注2) 除外率相当労働者数とは、障害者の就業が一般に困難と認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種（除外率設定業種）について定められた率（除外率）を乗じて得た数

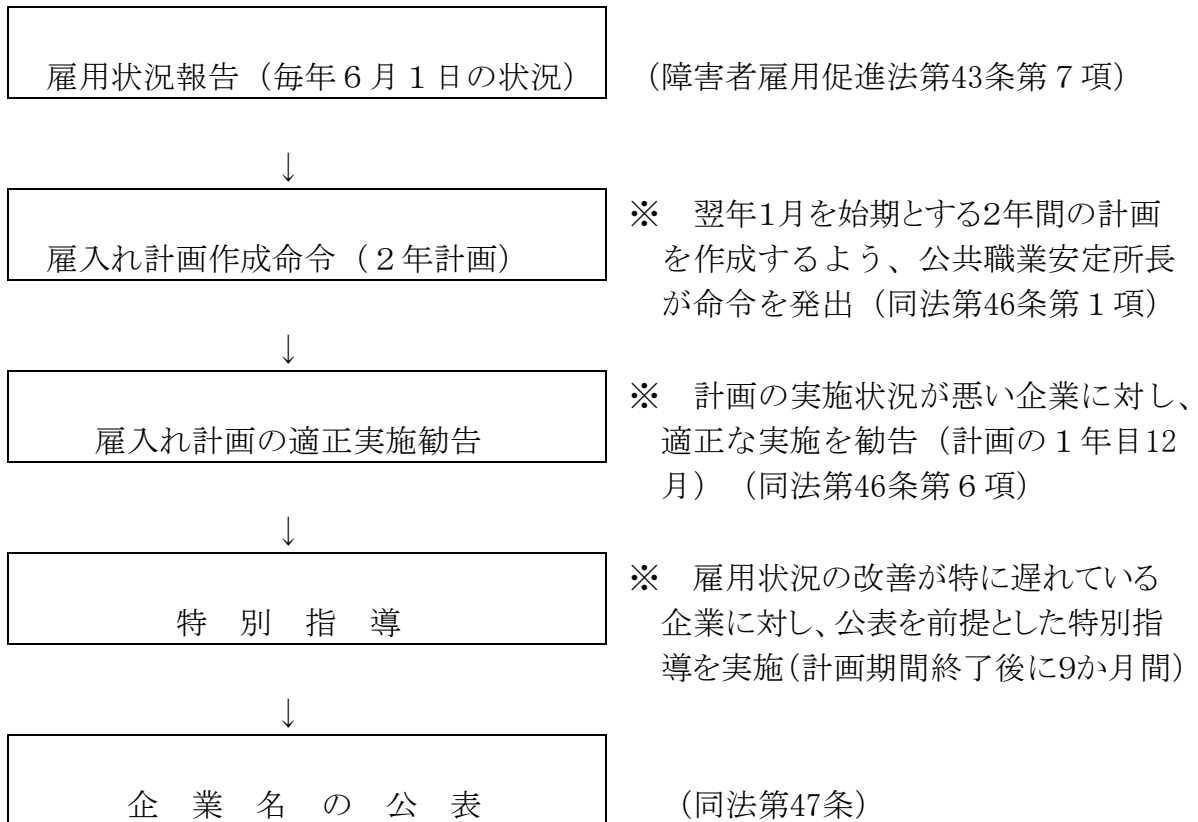
※ 除外率は、廃止に向けて段階的に縮小することとなっている。

(注3) 算定基礎となる常用労働者の数とは、企業全体の常用労働者数から除外率相当労働者数を控除して求めた数

【例】常用労働者数が200人の企業であれば『 $200 \times 1.8\% = 3.6$ 』となり、3人以上（端数切り捨て）の障害者を雇用する義務がある。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

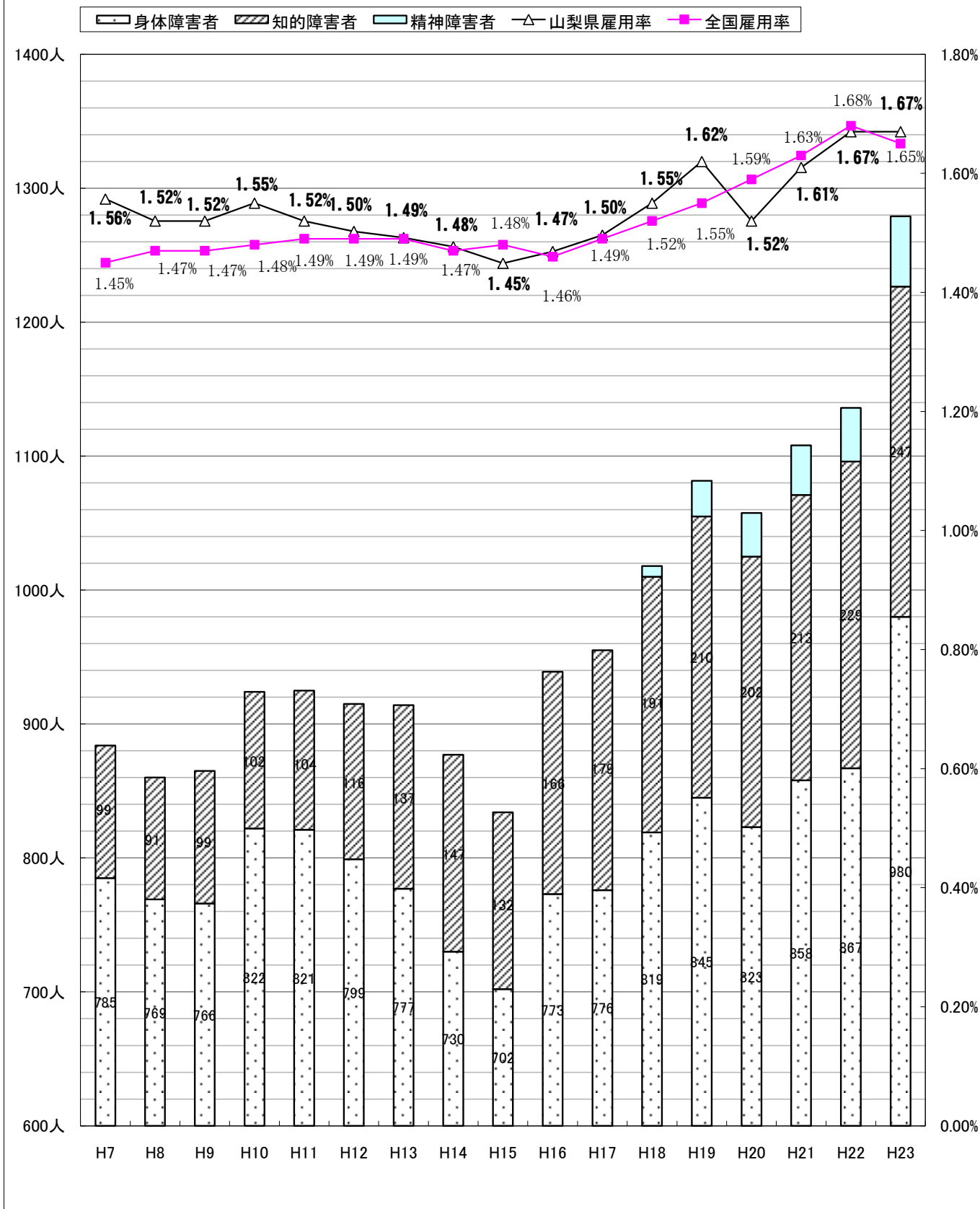
- 平成22年度の実績
 - ※ 「雇入れ計画作成命令」の発出 2社
 - ※ 雇入れ計画の「適正実施勧告」 1社

- 雇入れ計画を実施中の企業 6社（平成22年度末現在）

- 企業名の公表 0社

(参考2)

民間企業の障害者雇用状況の推移



(注)障害者の数は、次に掲げる者の合計である。

【～平成4年度】身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者【平成5年度～】身体障害者、知的障害者(ともに重度はダブルカウント)、重度身体又は知的障害者である短時間労働者【平成18年度～】精神障害者、短時間労働者である精神障害者【平成23年度～】短時間労働者である身体障害者、知的障害者が算定の対象に付け加えられた

(参考3)

民間企業における規模別の実雇用率の推移

